

今号の主な記事

- ◇バスの愛称を募集 .....2面
- ◇来年4月採用の市職員募集 .....2面
- ◇市営住宅入居者募集 .....2面
- ◇市立墓地使用者を募集 .....3面
- ◇「西宮和菓子まつり」開催 .....4面

たばこを持つ手は、子どもやベビーカーに乗る幼児、車いすに乗る人たちの目と高さが近く、非常に危険です。市内公共の場所で危険な歩きたばこはやめましょう



市内公共の場で  
「歩きたばこ」は禁止です



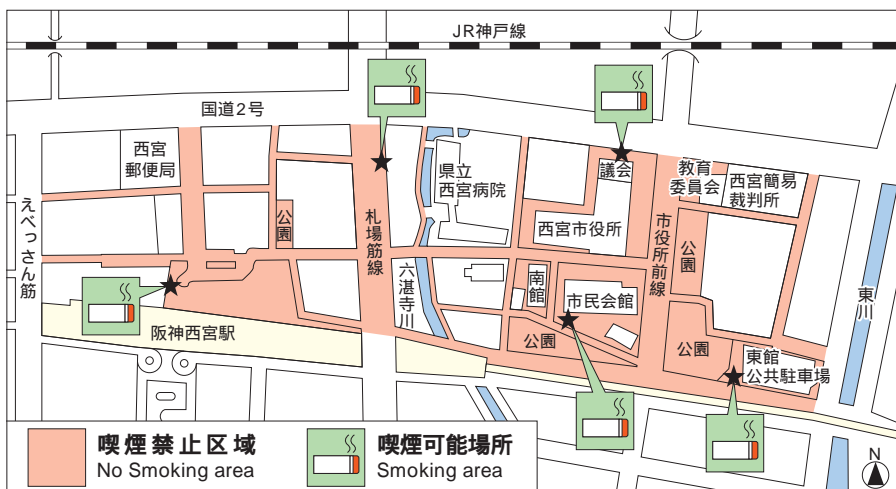
喫煙マナーに反する歩きたばこなどは、大変危険です。通行する人がたばこの火でやけどをしたり、受動喫煙が健康に被害を及ぼすことがあります。

そこで市は「快適な市民生活の確保に関する条例」を平成20年6月に一部改正し、道路や公園など市内公共の場所での歩きたばこや自転車運転中の喫煙を禁止しています。

また、喫煙マナーの一層の向上を目指して、21年4月6日から阪神西宮駅北側から市役所周辺までを「喫煙禁止区域」に定めることになりました。

喫煙者も非喫煙者も、快適に過ごせるまちなに向けてご理解とご協力をお願いします。

問合せは環境都市推進グループ(0798・35・3803)へ。



平成21年4月6日から

阪神西宮駅北側から市役所周辺まで『喫煙禁止区域』に

喫煙禁止区域とは

「喫煙禁止区域」とは「快適な市民生活の確保に関する条例」で、喫煙が禁止される区域のことです。今年1月に市内4地区(阪神西宮駅・阪神甲子園駅・JR西宮駅・阪急西宮北口駅)で定点調査をした結果を基に平成21年4月6日から、阪神西宮駅北側から市役所周辺までを「喫煙禁止区域」として指定することになりました。

今後の啓発活動

今後、市は20年10月15日、エビス夕西宮「エビスタスクエア」で喫煙禁止区域決定のセレモニーやキャンペーンを予定しています。また、鉄道事業者やバス、タクシー業者の協力を得て駅構内や事業所内に「喫煙禁止区域」啓発用のポスターを掲示していきます。

条例の主旨は、喫煙者と非喫煙者の共存の場を作ること、マナーの向上を働きかけていくことにあります。そのため市では「喫煙禁止区域」内に喫煙可能場所を設置します。喫煙可能場所は、阪神西宮駅北側エビス夕広場・札場筋線・市役所(議会棟北側・市民会館南側・東館出入口口前)です(左上地図参照)。「喫煙禁止区域」内で喫煙する場合は、決められた場所での喫煙を守って喫煙してください。

「喫煙禁止区域」で違反した人への対応  
20年10月15日から21年4月5日まで

たばこを吸う人も吸わない人も、だれもが快適に過ごせるまちなに向けて、喫煙マナーの向上にご理解とご協力をお願いします。

西宮市長からのメッセージ  
喫煙マナーを守り  
安全・快適なまちに

路上での喫煙は、たばこの火によるやけど、火の不始末による火災、吸殻のポイ捨てによるごみの散乱、たばこの副流煙による健康への影響などさまざまな問題が指摘されています。

本市では、こうした問題に対処するために「快適な市民生活の確保に関する条例」を改正し、本年6月より市内公共の場所での歩きたばこを禁止しています。

マナーには、喫煙マナー以外にも食事や立ち居振る舞い、電車での座席の譲り合いなど場面に応じてさまざまな決まり事がありますが、どれも相手を思いやる心が基本です。これは私たちが社会生活をおくるために最も大切なものではないでしょうか。ごみのポイ捨てをやめたり使い捨てをやめたりサイクルを進めるのは地球環境への思いやりの心です。高齢者や障害のある人への心配りも大切な思いやりの心です。

皆さん、一緒に西宮を思いやりにあふれた心温まるまちなにしていきたいと思います。